

## 水産庁 漁業調整事務所

＜全国知事会＞「国の地方支分部局の見直しの具体的方策（提言） H20.2.8」

○外国漁船の取締りに関する事務は国に残すべき事務とし、それ以外の事務は地方との二重行政の解消や関与の廃止等により消滅する事務等とする

＜地方分権改革推進委員会＞「第2次勧告 H20.12.8」

○組織・定員のスリム化を行い、現行の組織を残す

### ≪漁業調整事務所の主な事務≫

#### ①漁業取締り、漁業の許可、指導

国による取締りは、大臣許可漁業及び外国船による漁業が対象。県境を越えて広範囲にわたる統一的な規制を要する沖合海域で、大型の取締船により取締り。

※ 地方の取締り（知事許可漁業）は、その都道府県の沿岸海域で比較的小型の取締船により取締り。

#### ②外国漁船の寄港の許可

広範囲に操業する外国漁船が日本の港湾を操業の根拠地として利用することを規制。外国船による漁業から日本の漁業秩序を維持することが目的。

#### ③漁業調整

漁場をめぐる漁業者同士の紛争、都道府県では解決できない紛争の調整。全国で約65件。

#### ④広域的な資源回復計画の策定・実施

漁獲努力量の削減、資源の積極的培養、漁場環境の保全等の取組を推進。

PT 厳格な仕分けルール

### 国に残す事務

性質上、外交に関する事務  
・外国漁船の指導・取締り

### 地方に移管する事務

上記を除く事務

#### ≪想定される論点≫

・広大な海域（国の領海及びEEZ、公海、外国水域）を扱う事務の移管には、どのような広域連携体制・方策が必要となるか。

・日本全体の漁業秩序の維持や複数都道府県に及ぶ紛争の解決、利害調整には、どのような体制整備が必要か。

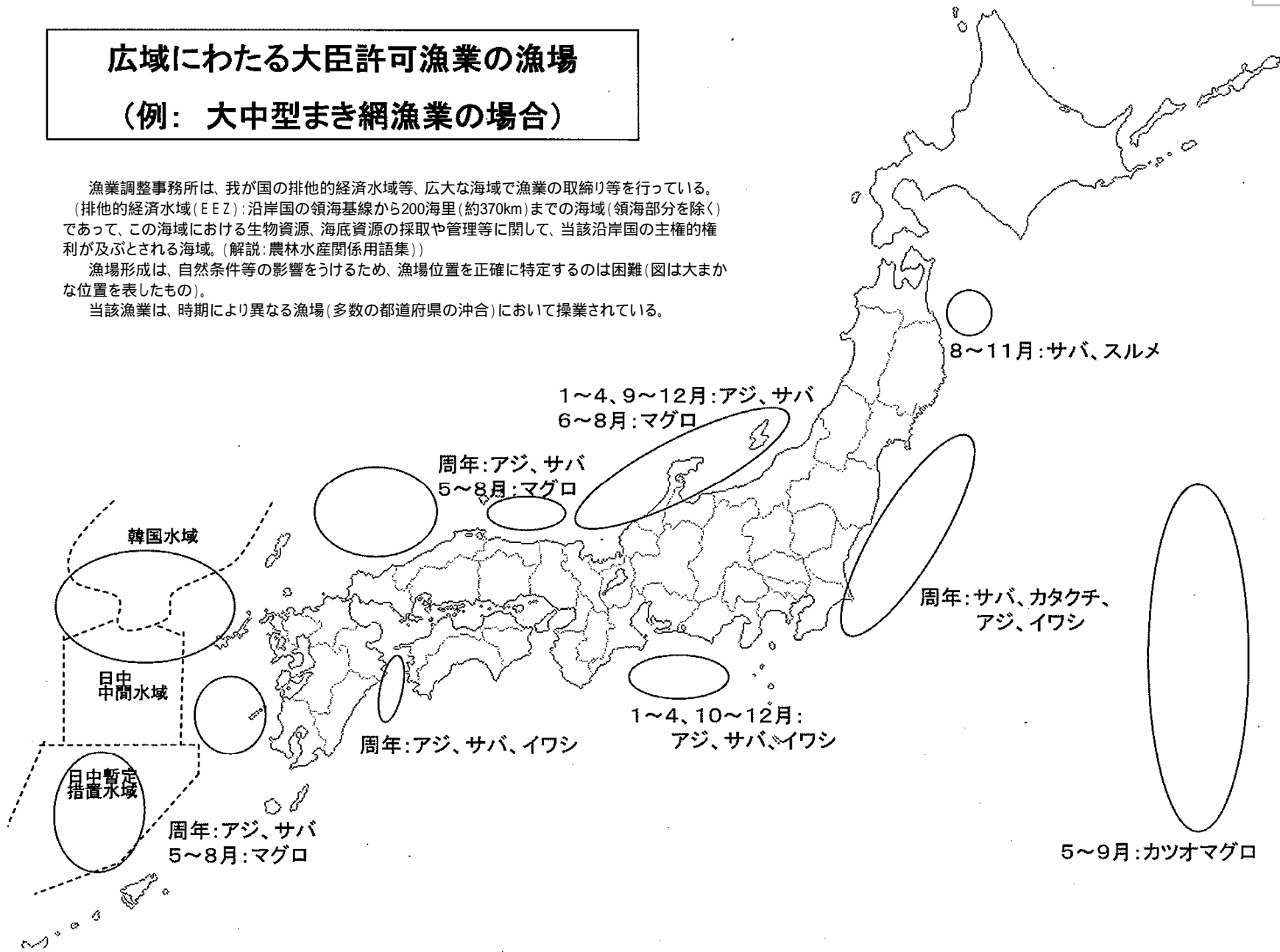
・地方に移管する業務において、国際問題化する案件が発生した場合、どのように処理するか。

# 広域にわたる大臣許可漁業の漁場 (例: 大中型まき網漁業の場合)

漁業調整事務所は、我が国の排他的経済水域等、広大な海域で漁業の取締り等を行っている。  
(排他的経済水域 (EEZ): 沿岸国の領海基線から200海里 (約370km) までの海域 (領海部分を除く) であって、この海域における生物資源、海底資源の採取や管理等に関して、当該沿岸国の主権の権利が及ぶとされる海域。(解説: 農林水産関係用語集))

漁場形成は、自然条件等の影響をうけるため、漁場位置を正確に特定するのは困難(図は大まかな位置を表したもの)。

当該漁業は、時期により異なる漁場(多数の都道府県の沖合)において操業されている。

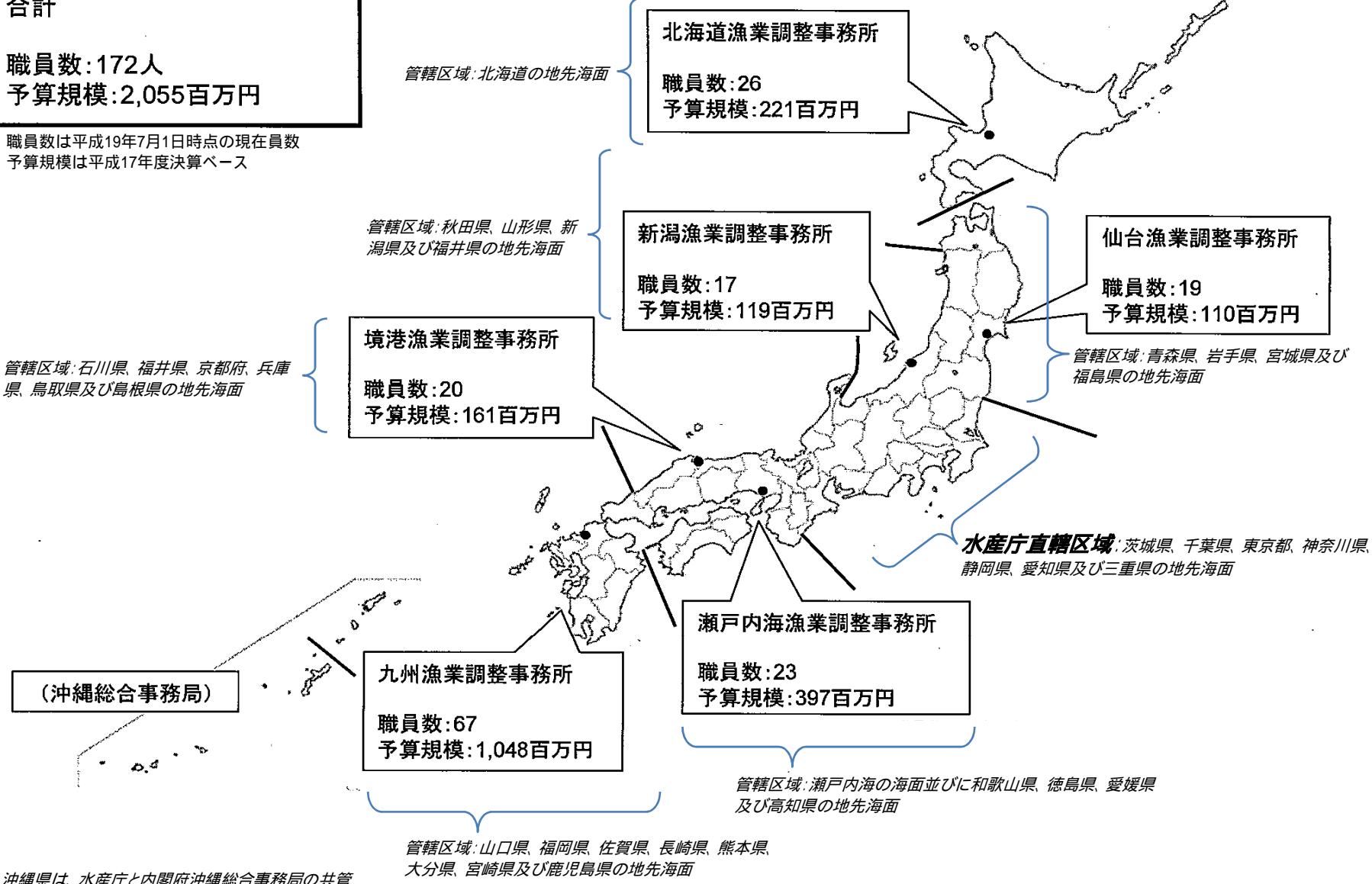


(「第40回地方分権改革推進委員会配布資料」を加工掲載)

# 農林水産省 水産庁 漁業調整事務所

**合計**  
職員数:172人  
予算規模:2,055百万円

職員数は平成19年7月1日時点の現在員数  
予算規模は平成17年度決算ベース



沖縄県は、水産庁と内閣府沖縄総合事務局の共管

(「第33回地方分権改革推進委員会会議資料」を加工掲載)